

第3次草津市環境基本計画の中間見直しについて

1. 策定の主旨・背景

草津市環境基本計画は、草津市環境基本条例に基づき、第6次草津市総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、環境の側面から推進するため、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間として策定しています。

現行の第3次基本計画の策定以降、国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」および「第6次環境基本計画」や県の「生物多様性しが戦略 2024」の策定、市内の事業者等による国の「自然共生サイト」の認定取得、県内の自然共生サイトを核とした、企業、地域団体、大学、行政機関等による情報共有の場である「しがネイチャーポジティブネットワーク」の設立など、本市をとりまく生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けた取組に関する情勢は大きく変化しています。

現行の計画は、計画期間の途中において必要に応じて見直しを行うこととしており、近年の国県などの動向や現計画の進捗状況等を踏まえ、令和8年度および令和9年度の2年間で見直しを行います。

2. 計画期間

令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間

3. 策定にあたっての視点

（1）根拠法令等

- ①草津市環境基本条例第8条（環境基本計画）
- ②生物多様性基本法第13条（生物多様性地域戦略の策定等）

（2）上位計画・他部局の関連計画等との整合

主体	計画等の名称	計画期間
国	第6次環境基本計画 生物多様性国家戦略 2023-2030	令和6（2024）年度～令和12（2030）年度 令和5（2023）年度～令和12（2030）年度
県	第五次滋賀県環境総合計画 生物多様性しが戦略2024 （しがネイチャーポジティブネットワークの設立）	平成31（2019）年度～令和12（2030）年度 令和6（2024）年度～令和12（2030）年度 （令和7（2025）年度設立、本市も同時加入）
市	第6次草津市総合計画 草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 等	令和3（2021）年度～令和14（2032）年度 令和7（2025）年度～令和12（2030）年度 令和4（2022）年度～令和12（2030）年度

(3) 特徴・着目点等

- ① 現計画と国の第6次環境基本計画との間に齟齬はないことから、現計画の体系を維持し、主に達成目標の指標や数値の見直しなどの時点修正を行う。
- ② 生物多様性の保全と活用に関する取組は、現計画の施策として既に盛り込んでいるものの、近年の生物多様性に関する社会情勢を踏まえ、現計画を生物多様性基本法第13条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」として明確に位置づけ、市民や団体、事業者など様々な主体が生物多様性に関する理解を深め、連携し、本市の自然環境や生物多様性の保全・回復（ネイチャーポジティブ）を図る取組を推進する。

4. スケジュール

◆令和8年度

令和8年	8月	環境審議会報告
令和9年	2月	環境審議会諮問

◆令和9年度

令和9年	4月	計画策定業務委託（予定）
	7月～	審議会（3回）、計画案作成
	12月	答申
令和10年	1月	パブリックコメント
	3月	計画策定・公表

5. まとめ

- 近年の国県などの動向や現計画の進捗状況等を踏まえ、令和8年度および令和9年度の2年間で見直しを行う。
- 見直し内容
 1. 現計画の体系は維持
 2. 達成目標の指標や数値の見直しなどの時点修正
 3. 近年の生物多様性に関する社会情勢を踏まえ、現計画を「生物多様性地域戦略」として明確に位置づける